

平成 年 月 日

長崎県内の医師および各関係機関の皆様方へ

長崎大学医学部産婦人科学教室	教授 石丸 忠之
長崎大学医学部小児科学教室	教授 森内 浩幸
日本産婦人科医会長崎支部	支部長 宮内 志郎
長崎県小児科医会	会長 柳 忠道

### 結核予防法の改正にともなう

3ヶ月未満の乳児に対する BCG 接種の実施について(御連絡)

「結核予防法の一部を改正する法律の成立」に基づき本年4月から BCG 直接接種の導入が準備され、厚生労働省から平成16年10月6日「結核予防法施行令の一部を改正する政令」(平成16年政令第303号)及び「同法施行規則の一部を改正する省令」(平成16年厚生労働省令第148号)が公布されました。接種期間は新生児から生後6ヶ月に達するまでとし、それを過ぎると任意接種となります。

このことにつきましては平成16年11月21日付けで日本小児科学会から見解が出され、免疫不全症の児に BCG 接種すると、致死的な全身性 BCG 感染症が発生する危険性があることが指摘されています。このような危険を避けるため、従来から予防接種は3ヶ月以降の接種が標準とされ、一般的な了解事項となっていました。

この見解を受け、長崎大学医学部産婦人科学教室および小児科学教室、日本産婦人科医会長崎支部、長崎県小児科医会で検討し、当分の間3ヶ月未満の BCG 接種を見合わせることに致しました。

長崎県内の医師の方々、および関係機関の方々に御連絡申し上げるとともにご協力をよろしくお願い致します。